

日本の帰化行政とインターネット情報の影響

—— 行政書士への調査を中心に ——

李^リ 洙^ス 任^{イム}
(Lee Soo im)

論文要旨

本稿は、前半、後半の二部構成で成り立つ。前半は、帰化許可者数の変化（1952年から2012年まで）に着目しながら日本の帰化制度の流れを考察した。調査方法として、帰化制度や国籍に関係する先行研究の整理を行い、法務省公開の統計情報の分析を行った。後半は、行政書士が発する情報が不可視的な帰化行政に光を放つ役割を担っていることから、行政書士（35名中有効回答31名）にアンケート調査を実施し、彼らの視点から帰化制度の現状を考察した。帰化の許可は「法務大臣の絶対的裁量」に委ねられ、許可基準が不明瞭のため、申請者は「まな板のコイ」のような状況に置かれ、その心労は大きい。しかし、行政書士が発信するインターネット情報が、不透明な帰化制度の在り方に影響を与え、帰化を申請しやすとする人々への貴重な情報源になりつつある。同時に、官報で帰化者の現住所、氏名、生年月日が特定され、その情報がインターネットを介して容易に入手できるので、帰化許可者は帰化後においても差別がつきまとう深刻な問題が発生している。それは、プライバシーの侵害につながり、人種差別者の攻撃の対象となっている。よって、インターネット情報は、不可視的な帰化行政に光を放つが、同時にヘイトスピーチを増長させる危険性を孕む。

〈キーワード〉 帰化行政、行政書士、インターネット、情報弱者、ヘイトスピーチ

第一章 はじめに

1. 1 研究の背景

日本国籍を取得するには、出生、届出、そして帰化という3つの方法があるが、帰化による国籍取得は申請者の意思表示から始まり、「法務大臣の裁量」という国家の絶対的裁量で判断される。国籍付与が恩恵的に決定されることから、出生、届出のそれとはまったく性格を異にしているが、米国などのように生地主義に基づく国籍法をもつ国で出生した場合と違い、血統主義をとる日本では日本の地で出生しても外国人の両親から出生した子どもは社会的に外国人の枠組みに組み込まれる。よって、日本には4世、5世になっても「外国人のママ」で主流社会の周辺に置かれながら、投票権も持たない人たちが数多く存在する。このような事象は他の先進国では見られなく、Erin Chungは、日本で出生した場合でも国籍取得を容易にしないのは「文化的同化」を確認するためとしている(Chung 2010、13)。

日本の帰化要件は国籍法で抽象的に明示されているが、法務大臣の自由裁量のため具体的には不透明であり、制度そのものに対し懐疑的にならざるを得ない。法務省のホームページ(以下HPとする)では、官報で帰化許可者の住所、氏名、生年月日が公開されており、個人の特定ができることから個人情報保護法に抵触する可能性がある。一方、例えば許可基準がどのように設定されるかなどの情報はなかに等しい。

毎年何人の外国人が帰化を通して日本国籍を取得しているかを見てみよう。表1は、2002年から2012年の帰化許可申請者数、帰化許可者数等の推移を示している。2012年の申請者数は9,940人で、2004年の16,790人と比較すると6,850人減となる。2012年の許可者数は、10,622人で、原国籍の内訳は韓国・朝鮮が5,581人、中国が3,598人となり、その二つのグループが全体の許可者の86%を占めている。しかし、韓国・朝鮮は減少傾向に入り、中国も2009年では5,392人と5,000人台を突破したが、2011年では3,259人、2012年では3,598人と以前のような増加の勢いは見られなくなった。2012年では帰化許可申請者は、9,940人と10,000人を下回っている。一方で不許可者数は漸増傾向にあり、2011年の279人は翌年一挙に457人に増えているが、その理由を知る術はない

1. 2 帰化許可者の国籍

帰化許可者の個人情報は官報で公表されるが、今日ではその情報もインターネットで入手できるようになった^③。そして、官報告示の帰化申請許可者に関する情報は、時代に応じて変化してきた。1948年の段階では、許可年月日、原国籍、住所、氏名、生年月日であったのが、1950年には現住所が出生地が加わった。1971年以降は、現住所、氏名（通名など使用したすべての氏名）、生年月日の3項目のみの表示になった（金1990、107-110）。帰化前の氏名に加え使用された通称名はすべて記載されていたが、1995年に通称名の記載がなくなった（浅川、2003、20-21）。理由として考えられるのは、帰化後その氏名を採用する場合が多いので、本人特定が容易になり、通称名の公開を廃止したのではないかと思われる。

韓国・朝鮮、中国以外の原国籍者は、「その他」として、一括して公表されている。2012年統計で、「その他」の数は1,443人と2002年の709人と比較すると約二倍に増えている。韓国・朝鮮、そして中国以外にどのような国籍の人たちが帰化しているかを知るために、法務省民事局から資料を入手した。入手した資料を基に、帰化許可者数が多い原国籍を一〇位まで表にしたのが表2である。韓国・朝鮮の表記に一貫性がなく、例えば2002年から2007年までは韓国・朝鮮はまとめて「朝鮮」と記載されているが、2010年では「韓国」と「朝鮮」が別々になっている。ところが、2011年では「韓国・朝鮮」と二つが合算されて表記され、2012年では再度「韓国」と「朝鮮」が別々になっている。表2の十一年間の総数を算出すると、ブラジルは韓国・朝鮮、そして中国に次ぎ三番目に多く、

表1 帰化許可申請者数、帰化許可者数等の推移（2002年～2012年）

(単位：人)

年	事項 帰化許可 申請者数	その内訳				不許可者数
		合計	韓国・朝鮮	中国	その他	
2002	13,344	14,339	9,188	4,442	709	107
2003	15,666	17,633	11,778	4,722	1,133	150
2004	16,790	16,336	11,031	4,122	1,183	148
2005	14,666	15,251	9,689	4,427	1,135	166
2006	15,340	14,108	8,531	4,347	1,230	255
2007	16,107	14,680	8,546	4,740	1,394	260
2008	15,440	13,218	7,412	4,322	1,484	269
2009	14,878	14,785	7,637	5,392	1,756	202
2010	13,391	13,072	6,668	4,816	1,588	234
2011	11,008	10,359	5,656	3,259	1,444	279
2012	9,940	10,622	5,581	3,598	1,443	457

※いずれも暦年の人数である。

出典：法務省HP公開統計「過去10年間の帰化許可申請者数、帰化許可者数等の推移」（2012年統計から）に2002年データを加えた。

注：帰化許可申請者数と帰化許可者数合計が一致しないのは、審査年をまたぐからである。

次に多いのはフィリピン、ペルー、ヴェトナム（もしくはベトナム）、そしてカンボジアである。

第二章 帰化行政の流れ

2.1 旧植民地出身者の国籍処理

本稿の前半では、これまでの帰化行政の流れを見ることにする。日本国憲法下では旧植民地出身者である朝鮮人及び台湾人が初めて帰化申請を許可されたのは1952年4月28日で、51人の朝鮮人が帰化している。金英達^{キムヨンタル}は、「日本政府が、公務員の地位にあった朝鮮人・台湾人を外国人のなる者をそのまま日本の公務員の地位に就かせておくのは適当でない」と判断し、公務員を辞めるかそれとも日本に帰化するかという二者択一を朝鮮人公務員に迫ったことが想像される」と指摘している（金英達1990、10～12）。

1955年から1958年までの不許可者数は許可者数とほぼ変わらないほど多く、日本政府はかつて「帝国臣民」であったことによる帰化要件の緩和は認めなかった。これは、第二次世界大戦後、西ドイツ（当時）が国内に在住していたオーストリア人にとった国籍処理とは対照的である。西ドイツの場合、国籍問題規制法を制定して、旧植民地出身者の意思を尊重する問題解決をはかっている。併合により付与された「ドイツ国籍」は、オーストリア独立の前日にすべて消滅すると定めるとともに、一方で、ドイツ国内に居住するオーストリア人は、意思表示により「ドイツ国籍を回復する権利」を与えたのである（田中2013、67～68）。

日本の場合、在日朝鮮人の日本国籍はいっせいに喪失させられ、それ以降の日本国籍の

表2 原国籍別帰化許可者数（2002年～2012年）

（単位：人）

順位	年	2002	2003	2004	2005	2006	2007
1	朝鮮	9,188	朝鮮	11,778	朝鮮	9,689	朝鮮
2	中国	4,442	中国	4,722	中国	4,427	中国
3	ブラジル	130	ブラジル	203	ブラジル	227	ブラジル
4	フィリピン	106	フィリピン	167	ベトナム	185	フィリピン
5	ヴェトナム	86	ベトナム	167	ペルー	158	ペルー
6	ペルー	75	ペルー	133	フィリピン	150	ベトナム
7	カンボディア	53	カンボディア	50	カンボジア	61	カンボジア
8	タイ	29	連合王国	37	アメリカ合衆国	33	ミャンマー
9	連合王国	26	パキスタン	34	パキスタン	31	アルゼンチン
10	アメリカ合衆国	23	タイ	33	無国籍	26	インド
					パキスタン	27	英国
							タイ
							パラグアイ
順位	年	2008	2009	2010	2011	2012	
1	韓国・朝鮮	7,412	朝鮮	7,637	中国	4,816	韓国・朝鮮
2	中国	4,322	中国	5,392	韓国	3,532	中国
3	ブラジル	342	ブラジル	427	朝鮮	3,136	ブラジル
4	ペルー	254	フィリピン	251	ブラジル	374	フィリピン
5	フィリピン	208	ペルー	249	フィリピン	247	ペルー
6	ベトナム	179	ベトナム	138	ベトナム	192	ベトナム
7	カンボジア	43	バングラデシュ	89	ペルー	192	バングラデシュ
8	パキスタン	37	カンボジア	70	バングラデシュ	83	アメリカ合衆国
9	ミャンマー	36	パキスタン	44	パキスタン	60	カンボジア
10	バングラデシュ	35	アメリカ合衆国	36	カンボジア	45	タイ
			ミャンマー	36			ミャンマー

資料出所：民事局提供資料 2014年1月27日入手（国名は、提供資料のまま、朝鮮、韓国・朝鮮、ヴェトナム（もしくはベトナム）など統計の項目の不統一が目立つ。）

取得は「帰化」によって対処されることになった。その際も、帰化条件が緩和される「日本国民であった者」とも「日本国民を失った者」とも扱われなかった（田中2013、71）。その後、帰化制度はいたって不可視的な方法で管理され、かつ非合理的な行政手続きや制度そのものに影を落としてきた⁵⁾。加えて、帰化者の多くが日本的氏名を採用する機会が多いため、帰化者の存在は、社会で不可視的な存在となる。それゆえに、彼らの社会統合がどの程度進んでいるかを理解することは困難となり、社会そのものの多様性の存在を理解しづらい状況となっている。

2.2 帰化の管轄機関

日本の帰化を取り扱う機関と外国人の在留管理を取り扱う機関は、同じ法務省内にありながら縦割りになっていることはあまり知られていない。前者は民事局が、そして後者は入国管理局が管轄している。この縦割り行政は、Immigration and Naturalization Service (INS)として「移民局」と「帰化局」がセットになっている米国の状況と大きく異なる。米国、カナダ、そしてオーストラリアのような移民国家では、外国籍住民を「積極的に統合しよう」とする政策上の意図が見える (U.S. Citizenship and Immigration Services' Government of Canada, Australian Government のHPを参照)。一定の条件が整えれば永住権、そして市民権が取得できるとする「入国者に夢を与える」制度があり、外国人の社会統合が政策に組み込まれている。一方、日本では帰化許可申請者の絶対数が少ないことから制度の不整備、不統一、そして国家の絶対的な自由裁量から許可基準も不透明であるため、申請しようとする人たちや申請中の人たちの精神的な労力は計り知れない（佐々木2000、44）。

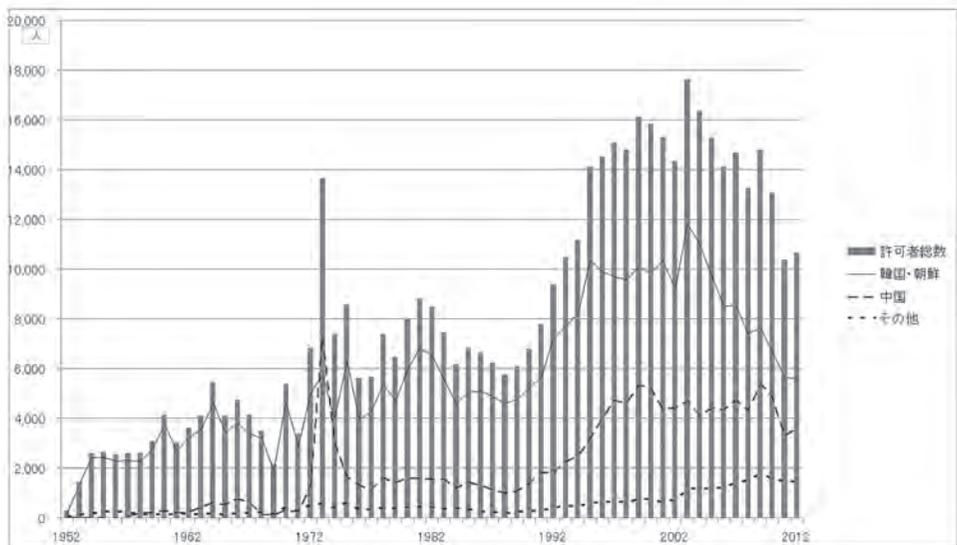
2.3 帰化行政の変化

外国人の出入国管理と帰化基準がどのように関連しているかを統計から見てみたい。図1では、帰化許可者の総数と許可者の原国籍を、「韓国・朝鮮」、「中国」、「その他」、とを三つのグループに分けてその数の推移をグラフ化した。そして、帰化許可者数の推移を年代別に区分けした。また、民事局が発表している論文や資料、そして学説や雑誌、新聞の記事を年代別に整理し、帰化行政の流れを考察した。

2. 3. 1 1952年～1960年年代

1950年代中期の在日朝鮮人の帰化申請許可者は、年間2,000人台の水準で、ほぼ横ばい状態である。このころの申請者の大多数は日朝結婚をした日本人女子が離婚して、その子どもとともに帰化したもの、すなわち「元日本人の日本国籍の回復」であった(金1990、15)。1960年代に入ると、在日朝鮮人の帰化申請許可者数は3,000人台の水準となり、1964年では4,632人と急増している。日本社会に見切りをつけた韓国・朝鮮籍の人たちは新天地を求めて朝鮮民主主義人民共和国へ帰還していく。これは、「在日朝鮮人の帰還事業」と呼ばれ、1950年代末から1984年にかけて行なわれ、総数約100,000人の人たちが北朝鮮へ渡った。一方、日本に残留した韓国・朝鮮籍の人たちの中には、差別からの逃避の手段として「帰化」を選択するものもいた。

帰化制度を運営する上で、行政側はどのような考えで帰化処理に携わっていたのかを見ることにする。1965年『民事月報』(第20巻12号)で、民事局第五課国籍総括係長(当時)であった佐藤重元が「帰化手続小論」という表題の論文を発表している。そこで、佐藤は、「帰化をどう捉えるべきかと」という疑問に対し二つの学説を紹介している。一つは、「公法上の契約説」である。いわゆる外国人の日本国籍の取得を希望する意思表示(帰化許可の申請)に対し、国家が許可を与えることによって、日本国民たる資格という包括的な地位を創設する行為である。すなわち、帰化は、申請とこれに対する許可とによって成立する公法上の双方行為あるいは公法上の契約とする解釈である。もう一つの



(単位：人)

図1 1952年から2012年(60年間)までの帰化許可者数と原国籍別数字

資料出所：浅川晃広『在日外国人と帰化制度』新幹社、2003年、14 - 15頁、および法務省民事局「過去10年間の帰化許可申請者数、帰化許可者数等の推移」から作成。

学説は、「行政処分説」である。外国人の申込に対する国家の承諾を意味するのではなくして、単に日本国籍を付与する行政処分たるにすぎないとする考えである。佐藤は、「現在、両説の対立が熾烈を極めていくというわけではなく、帰化事務処理の実務からはいずれの説をとったとしても影響はなさそうである」（佐藤1965、44）とし、制度改善につなげようとする論調は見い出せない。加えて、「わが国籍法には明文をもって規定されていないが、帰化政策上の当然の理として、帰化者は、日本社会に同化していることを条件の一つとして要求される」との一文を最後に加えている（佐藤1965、61）。

翌年の1966年『民事月報』（第21巻5号）では、民事局第五課長補佐（当時）大棟治男が、「氏名の変更と帰化者の氏名」を表題とする論文を発表している。大棟は、「名は名づけられる当人のものであると同時に社会のものである。（中略）人間と人間の接触交渉が複雑多岐になった社会においては珍奇難解な文字を用いた名は他人の利益を害する。（中略）社会生活の能率を害すること多大で、（中略）当人以外の人々がめいわくするわけである」と主張している。日本の帰化制度は同化政策であると国内外で批判されているが、制度運営側の思考は自国中心主義的なものであることがわかる。当時は、統計数字が十分に公表されておらず、帰化行政は密室の中で運営されていた感が強い理由として、金英達氏は「社会が朝鮮人を受け入れることに対し民族的偏見からくる感情的反発があったからに他ならない」としている（金1990、30）。

2. 3. 2 1970年代～1980年代

1970年代に入ると、帰化制度は変動の時を迎える。1972年9月29日、中華人民共和国の北京で行われた「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」（日中共同声明）に、田中角栄、周恩来両首相が署名したことにより日本と中国の国交が正常化された。同時に日本はそれまで国交のあった中華民国に断交を通告し、その結果台湾人は一時「無国籍者」と扱われた（陳2005、221-24）。このような状況に鑑み、台湾政府が、在日台湾人に国籍喪失証明書を発行したことから帰化申請する台湾人が急増した（松田2004、147-148）。中国の帰化許可数が、1971年には249人だったのが1972年には1,303人、1973年には7,338人（帰化許可者総数の53.8%）となった。

在日韓国・朝鮮人を取り巻く環境は、彼らの定住化、永住化も進み、国籍以外は日本人と何らかわらない若い世代が増えているにもかかわらず、許可基準の厳格さは変わらなかった。1975年には、朝鮮人の帰化許可数は6,000人を突破する（6,323人）。このころの帰化行政に携わる職員は、1960年代の職員と意識が異なり、従来とは異なる論調を唱える論文が発表される。例えば、1974年に法務研究員（当時）

の遠藤毅が「在日朝鮮人の歴史及び処遇に関する研究」『昭和四十九年度法務研究報告要旨集』で、「日本の社会における在日朝鮮人への差別を指摘しながら、在日朝鮮人に日本国への忠誠心と帰化しようとする素直な意志を期待することは未だ困難な状況にある」と指摘している。金英達は、当時の職員の仕事について以下のように述べている。

「在日朝鮮人にとって、日本という国が愛国心の対象となるような国であるならば、帰化にともなって心理的葛藤や社会的摩擦が起きるはずがないのである。たとえ生活上の理由から帰化しても、⁶魂まで日本に売り渡したとは思っていない者も多いはずである。それに、行政当局者の冷徹な目は、在日朝鮮人が日本国に忠誠を誓って帰化するのではないことぐらい、とうに見抜いているはずである」(金1990、93)。

このころ行政側に意識の変化が見られるようになる。1975年に坂中英徳(当時、入国管理局参事官室・法務事務官)が入国管理局応募論文で「今後の出入国管理行政のあり方について」と表題する論文を発表し、優秀作に選ばれた。この論文は、在日コミュニティから同化政策を強要するものと厳しく批判こそされたが、その後、在日韓国・朝鮮人の法的地位の安定を唱えた「坂中論文」と呼ばれ、差別待遇の是正を課題とすることによって在日韓国・朝鮮人のための政策提言を法制化する発端となった。

2. 3. 3 1980年代

日本政府は、国際人権規約(1979、日本批准)、難民条約(1982、同)、女子差別撤廃条約(1985、同)などの批准によって国内法が整備され、1984年には国籍法が父母両系主義に改正される。

帰化許可者数は、1980年に入って、8,000人を突破する。その7割以上が韓国・朝鮮であり中国は全体の2割程度である。このころ「日本版公民権運動」と称された外国人指紋捺捺制度廃止運動が始まる。また帰化申請者の世代間で日本と韓国への見方は異なりつつあった。

1980年代では、それまでタブーであった帰化や帰化者を記事にする一般の雑誌が見られるようになる。例えば、『月刊プレイボーイ』(第7巻11月号、1981年、集英社)が「プレイボーイインタビュー高見山大五郎」というタイトルで元横綱であるハワイ出身の高見山大五郎の帰化に関する記事を掲載している。新しく日本人になった心境を尋ねるといふ帰化者のアイデンティティに焦点が置かれた。また、在日韓国・

朝鮮人の若い世代が日本の帰化制度に対し疑問を呈する場面がアカデミアの分野、特に法学の分野で見られるようになる。以下は『法学セミナー』（1980年、Vol.24 no.9号、158）「せみなあ・さるーん」に掲載された記事の抜粋である。

私は、今春神戸大学法学部を卒業し、現在司法試験のため浪人中の一愛読者です。（中略）法を通して、生きた社会を考えるきっかけを得るための貴重な手段として貴誌を愛読しています。（中略）帰化行政の推移についての説明の中で「中国籍から帰化した者は帰化後も堂々と原国籍名を名乗っているのに対し、韓国籍からのそれは一様に日本名を名乗っているのが対照的である。」という記述があり、非常に驚いてしまった。「運用の実態」と題して書かれているにもかかわらず、あまりに浅薄なとらえ方ではないでしょうか。（中略）行政によって、日本名を用いることが実質的帰化要件とされていること、そしてそれがどのような意図によるものなのか、もっとよく勉強なさってください。（中略）「民族性の違い」などと決めつけられるのは、「姓」を大切にする朝鮮民族に対する理解のなさを示すものであり、悲しい気持ちが致しました。

東大阪市 梁英子
ヤンインジャ

帰化後の日本的氏名の採用については、1985年、「民族名を取り戻す会」が結成され、すでに日本国籍を取得していた京都在住の朴実が、家庭裁判所への「氏名変更」を申立て、1987年6月、初めて民族名を回復することに勝利した（朴、講演記録、2004年5月12日）。また、1985年に女子差別撤廃条約批准に伴って、国籍法が父母両系主義に改正され、戸籍法が外国姓を受容したため、日本的氏名の強要は結局のところ破綻した。外国人登録における指紋捺捺拒否が進む中、同会は帰化申請時に採取された指紋の返還請求を京都地裁に提訴した。外国人登録の指紋と違って法的根拠がなかったこともあり、1994年4月、法務省がそれまでの帰化者22万人分の指紋をすべて破棄することで裁判は終結し、以降帰化申請時の指紋捺捺制度は廃止された⁷⁾。

1980年代後半から、日本社会におけるいわゆる単純労働に従事する労働者の不足という経済的要因から外国人の入国審査基準を緩和させ、日系ブラジル人を調整弁として大量に受け入れた。単純労働者は入国させないという建前的な原則は崩れ、現実には、外国人労働者が日本経済の底辺を支える重要な労働力という役割を担った（井口2001、13-14）、（丹野2007、28-31）。1989年の出入国管理及び難民認定法の

改正をもって出来上がった「1990年体制」が後の日本の外国人政策を大きく変えるきっかけとなった（明石2010、139）。さらに短期労働者として受け入れた日系人たちの定住化が進むにつれ、帰国せず日本に永住しようとする日系人たちが帰化を申請するようになった。

2.3.4 1990年代

1990年代に入ると、帰化許可者総数はさらに増加し、1993年には10,000人を突破した。ニューカマーの受入れが始まった1990年代から帰化の不許可者数の減少が見られることから許可基準が緩和されたことがわかる。1995年、1996年には不許可者数は93人、97人とふた桁減少した。ニューカマーへの許可基準は特別永住者の帰化にも影響を与えていることが想定できる。加えて、帰化はもはや「祖国か日本か」の二者択一の「踏み絵」ではなく、申請者の帰化に対する意識の変化が申請者数の増加につながった。若い世代の「国籍」に対する考えが変わり、二つの文化の懸け橋の役割を担う人たちや、帰化後の氏名に民族名を残し「コリア系日本人」としてのハイブリッドなアイデンティティをもつ例も増えてきた（河2001、326、佐々木2006a、20125、2006b、101、白井2007、63）。

1994年1月28日付の『統一日報』では、「申請者数と許可者数の因果関係が分からないと、帰化許可者数が増えているということだけで帰化希望者が増えているとは断定できない」としている。また帰化者の動機として、以下のような記事が紹介されている。

「帰化申請は四年前に出て十ヶ月後にはおりました。韓国人としての誇りはあるので帰化したことは親戚や周囲には一切話していません。動機は、複雑。パスポートの切り替え時、民団に行ったが法外な団費を請求され、払えないなら国に帰らなければいいと言われた。入管に行けば、ほかの外国人と同じように扱われ何時間も待たされる。領事館の窓口では特権的意識を出して本国と在日を分けた態度を見せ、本国に行けば「あー僑胞か。韓国語もろくに話せないで」と陰口をたたかれる。こうした不自由とわずらわしさを解消したかった」

「在日同胞―帰化許可人数急増の怪」『統一日報』1994年1月28日付、3面。

2. 3. 5 2000年代に入って

帰化許可者数の状況は、前章で述べているので割愛する。2000年代中期まで増加し続けた在日外国人数は、2008年のリーマンショック後、減少に転じた。2007年には「韓国・朝鮮」に代わり、「中国」が最多グループになった。2001年から2010年まで中国人の帰化許可数は一定の数を推移したが、韓国・朝鮮の許可数は減少傾向に入った。しかし、帰化を通しての日本国籍取得はもはや差別からの逃避ではなく、日本社会へ積極的に参画しようとする意思ともなった（李・田中2007、70-74）。ソフトバンクの社長の孫正義ソンマサヒやマルハン会長韓昌祐ハンチャウのような、自分のルーツを顕在化させながら日本国籍を取得する例は、帰化申請者に大きな影響を与えてきた。同時に、少子高齢化は、日本の価値観を大きく変える要因になり、日本の移民政策と連動する帰化制度を考える時代に入ったと言える。

申請者の価値観の多様性から、国籍と民族を切り離し、国籍取得を通して「コリア系日本人」として生きるという考えをもつ申請者も出始めた（李・田中2007、81-82）。2003年7月より特別永住者については帰化申請時の「帰化動機書」の提出が不要になるなど、手続は簡略化に向かったように見えるが、未だに帰化手続きは煩雑である。多くの時間と労力を要し、帰化申請者の職業や経歴によって、提出する書類の量や難易度に違いがある。不透明な膨大な必要書類の準備など、手続きが複雑であることから、行政書士に申請を代行依頼する場合が多い。行政書士に手続を依頼すると高額になり、高い手続経費が帰化申請を躊躇する要因ともなった（浅川2003、134-135）。

単純労働者の受入れは厳しく制限し、高度外国人人材は積極的に受け入れるという方針を受けて、2008年7月29日付で文部科学省ほか関係省庁（外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）は、「留学生30万人計画」の骨子を策定した⁽⁸⁾。この計画は、アジア、世界の間のヒト・モノ・カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環とされ、日本留学への関心呼び起こす動機づけや情報提供から、入試・入学・入国の入り口の改善、大学等の教育機関や社会における受入れ体制の整備、卒業・修了後の就職支援等に至る幅広い政策である。就職後の生活を安定させるために、日本国籍取得を必然的に日本企業がテコ入れすることが予想され、また高度外国人人材の積極的な受け入れは、帰化許可の緩和につながる事が予想される。

第三章 行政書士のインターネット情報

3.1 調査の背景

インターネット情報は法務省民事局による行政に変革を迫る可能性を秘めている。行政書士が発するインターネット情報から帰化制度の現状を考察する。

調査方法は、行政書士が発するインターネット情報を中心に、帰化制度の状況を調査し、加えて、帰化申請に携わる行政書士にアンケート調査を実施することで行政書士が捉える帰化行政の実態を探った。帰化申請は、世帯一括申請、いわゆる「家族帰化申請」という明文化されていない手続き上の原則が長期に亘って適用されていた⁹⁾。家族全員に関しての膨大な数の必要書類の準備など、手続きが煩雑かつ、複雑であることから、行政書士に申請を代行依頼する場合が多かった。本章ではこのような背景を踏まえて、行政書士の存在が帰化制度では重要な位置を占めており、彼らが発信する情報から見えてくる日本の外国人政策の変化を考察することを試みる。

行政書士とは、法務事務を扱う業務である。行政書士が得意とする分野は、「相続」、「外国人関連業務」、「産業廃棄物」などが挙げられており、これは日本社会が直面する社会問題と関連している。行政書士として成功するには独自で展開する営業力が必要とされ、専門性を高め市場拡大を狙う必要がある。今日の行政書士は、戦前存在した代書屋という職業に遡ることができる。代書屋は、朝鮮半島から渡日し、日本語の読み書きのできない朝鮮人の渡航証明書の申請手続きに必要な文書を準備する業務も行っていた。

インターネットで公開されている行政書士のHPの記載言語は、基本的に日本語が圧倒的に多い。「코리아語(韓国語、朝鮮語)、中国語、英語の3ヶ国語で対応できる」というバナーを掲載しているのが多いが、実際に外国語で帰化申請について説明しているサイトは少ない。HPのプロフィールに、「自分は在日コリアンの三世で、日本国及び日本国民がどのような姿勢で外国人と接してきたか、又はどのような外国人の活動によって、日本での住む権利(HUMAN RIGHTS)を獲得してきたかなどの歴史を目の当たりにしてきました」と、書かれているものがある。単なる事務的な情報だけでなく、人権を強く意識したサイトは在日コリアン系の行政書士のHPにその傾向が見られる。またトップページには、料金表を掲載しているものが多く、フルサポート、セルフサポート、書類収集支援、動機書作成支援などとサービスの区分けを行い、申請者のニ

ズにあったものとなっているが、情報量の差異は大きく、中には専門的な情報を発信する事務所も出てきている。

3.2 行政書士への調査

帰化申請は本人が申請する必要があるが、膨大な数の必要書類を準備の上、在住する住所を管轄する法務局に対して許可申請を行わなければならない。帰化申請には、20〜30種類の書類を本国から取り寄せ、そして翻訳をした書類提出など個人で申請するとなると面倒な作業となる。書類作成の代行として、行政書士が業務を受け持ち、許可保障制度（不許可の場合は報酬全額返金）付きのサービスなどを提供している業者も存在する。

本調査では、HPで紹介されている帰化申請手続き業務の広報を前提にアンケートを作成し、HPでの情報を公開している35名の行政書士を任意に抽出し、アンケート記入の協力（期間：2009年7月〜10月、方法：調査票と返信用封筒を同封し、郵送）を電話で依頼し、31名から回答を得た。①言語関連、②料金関連、③相談関連、④その他、例えば事務所の所在区分（都道府県と地方区分、申請手続き業務の人数、申請手続き上、頻度の高いトラブルは何かなど23項目の質問項目で構成されるアンケートである（質問紙は巻末に収録）。

3.3 アンケート結果の考察

3.3.1 行政書士の属性

事務所の所在地は、地区別で見ると大阪が10人、東京が5人、京都が4人、神戸が3人、千葉が2人、神奈川、島根、福岡、愛知、福島、明石、長野がそれぞれ1人である（表3）。年齢は、30歳代が12人、40歳代が11人と30歳〜40歳代が多かった（表4）。年間の帰化申請取り扱い件数は、1〜10件が10人と最多で、11〜20件が9人と続き、HPは公開しているが0件が4人いた。その一方91〜100件対応が2人いた（表5）。これは、帰化申請業務がメイン業務であるかないかの差であると考えられる。主な顧客対象は韓国を最も多いとしたものが17人、中国が7人、朝鮮が6人、台湾が2人だった。二番目に多い国として、同じ国が挙げられたが、三番目に多い国の「その他」にパキスタン、ブラジル、スリランカ、フィリピンの国が見られた。国によって提出必要書類が異なることから、専門性を高めるためにも対象顧客の原国籍を限定する傾向はこれから

も強まると考えられる(表6)。

3. 3. 2 H P の使用言語

H P 使用言語は日本語による発信が主であり、その他の言語として英語が6人と最も多く、多言語による情報発信のレベルには発展していないことがわかった(表7)。H P の記載言語は、英語、コリア語(韓国語・朝鮮語)、中国語の順で多いが複数言語による記載は未だ少数であることがわかった。この結果はもちろん申請者に韓国・朝鮮、中国が多いことを視野に入れてからであるが、旧植民地出身者である韓国・朝鮮籍とニューカマーの中国人とは提出書類が大きく異なるため、韓国・朝鮮籍を専門にするか、中国人を主に専門にするかなどと顧客対象を絞る傾向も見られた。英語は、世界共通語として他の外国人に情報を発信できる言語であるゆえ英語記載している人は6人いたが、外国からの問い合わせを期待しており、英語表記では自分の職業を Immigration Lawyer と自己紹介しているケースが見られた。

表3 事務所の所在地

(単位 人)	
所在地	人数
大阪	10
東京	5
京都	4
神戸	3
千葉	2
神奈川、島根、福岡、 愛知、福島、明石、長野	各 1
計	31

表4 行政書士の年齢

(単位 人)	
年齢	人数
20歳代	1
30歳代	12
40歳代	11
50歳代	3
60歳代	3
無回答	1
計	31

表5 取扱い人数

(単位 人)	
取扱い件数	人数
0	4
1～10	10
11～20	9
21～30	4
31～40	0
40～90	0
91～100	2
無回答	2
計	31

表6 取扱い帰化申請者の国籍で多い国

(複数回答あり)	
(単位 人)	
国籍	人数
一番目に多い国	
韓国	17
中国	7
朝鮮	6
台湾	2
ブラジル	1
二番目に多い国	
中国	12
韓国	7
朝鮮	3
無回答	3
台湾	1
三番目に多い国	
無回答	3
中国	2
台湾	2
韓国	1
その他	17

表7 使用言語について(複数回答あり)

(単位 人)		
H P の記載言語	人数	使用可能な言語 (括弧内は翻訳可能な言語の内訳)
日本語	31	31
英語	6	11 (2)
コリア語 (韓国・朝鮮語)	2	14 (5)
中国語	2	12 (3)
ポルトガル語	2	2
スペイン語	0	1 (1)
モンゴル語	0	1
ロシア語	0	1

3. 3. 3 基本サービス

「HPに帰化申請に関するQ&Aがありますか？」との質問に対し、Q&Aの項目を設定しているのは、31人中14人であり、現在作成中が2人である(表8)。事前に情報提供をすることによって申請者に必要項目を理解してもらい、業務依頼をされた場合に必要書類の説明が簡略化出来るという利点がある。申請者の国籍や在留資格によって、要求される書類が異なるため、業務を円滑に運ぶには事前情報は必須であるものと考えられ、HPがない時代と比較すると行政書士と顧客両者にとって大きな利点となっている。メール相談は無料が18人で、料金を課す業者は12人という結果だったが、初回だけ無料とし、もしくはメール相談後委託があった場合は初回を無料となるが4人だった(表9)。面談となると有料にするケースが多く(15人)、5,000円から10,000円の範囲である(表10)。

3. 3. 4 料金について

料金に関しては、見積もり後、決定するケースが多数であるが、HPで一定の料金設定を紹介しているが9人と多い(表11)。5万円という安価な料金設定も見られ、行政書士の間で価格競争が起こっている印象を受けた。着手金は、見積もり料金の半額を課している行政書士が13人と最も多かった(表12)。料金の内訳で何を区分としているかについては、法人の非役員、事業主個人・法人の役員であるかどうかで料金に違いをつけているのが18人と多かった(表13)。給与所得者と事業主とは提出する納税証明書が異なり、事業主への料金が高くなるのは提出書類の確認が給与所得者のそれより多くなるからである。

表8 HPに帰化申請に関するQ&Aの有無
(単位 人)

項目	人数
ある	14
ない	15
現在作成中	2
計	31

表9 メール相談の有無とその料金
(複数回答あり)
(単位 人)

メール相談の有無と料金		人数
有		30
内訳	無料	18
	委託があった場合は無料	4
	有料	12
無し		1

表10 面談相談サービスの有無とその料金
(単位 人)

面談相談の有無・料金		人数	
できる		27	
内訳	無料	8	
	有料	15	
	内訳	5,000円未満	2
		5,000円～10,000円	13
		料金の記載なし	2
できない		2	
無回答		2	

3. 3. 5 その他のサービスについて

申請者が法務局国籍課に出向き、書類を提出する場面は大変緊張する場面である。係官が威張り散らす場面は少なくなっているようだが、行政書士と一緒に出向き、同行サービスを実施することで、心理面でサポートしたいとする行政書士が多かった(22人)。しかし、不許可になった場合、料金の払い戻しはしないケースが17人もあり、申請者にとって大きな痛

手となる(表14)。帰化後のアフターフォローに関して、申請後の説明を行うケースが22名、申請後の有料サービスとしては、転籍手続、在留資格抹消届出を提供している場合もあった。顧客の要望で一番多い事柄は、申請の迅速さが最多で、次が料金であった(表15)。申請者が高額料金を拠出できない場合、割引する場合がある、とする意見も聞かれた。

帰化申請業務でトラブルにならないよう最も気をつけていることとして、帰化要件の確認、個人情報取り扱い、十分な説明である。帰化申請業務でトラブルを経験したと回答したケースは皆無であった(表16)。しかし、以下のような意見が述べられていた。

- ・ 申請者の一生を左右しかねない事なので、慎重に資料収集する段階で申請者自身が知らない事実が明らかになることがある。
- ・ 会社員として受任したのに、手続きをすすめるにあたり個人事業をしていることが判明することがあり、そのようなことが起こると申請時期を延ばさざるを得ないことがある。
- ・ 許可になる見込みを心配されるので、心理的配慮に気をつける。
- ・ 郵便物は申請者の通称名を使用する。
- ・ 二重国籍が許容されると誤解している場合がある。

表 11 手続料金の設定

(単位 人)	
項目	人数
定額	9
見積もり後に料金を決定	18
ケースによって異なる	3
無回答	1
計	31

表 12 着手金の設定

「着手金はいりますか？」

(単位 人)		
項目	人数	
いる	27	
内訳	10万円未満	7
	10万円～15万円	2
	半額	13
料金の記載なし	6	
いない	3	
無回答	1	
計	31	

表 13 料金区分の設定について
(複数回答あり)

(単位 人)	
項目	人数
独身(非役員/役員)、 既婚(非役員/役員)	6
独身・既婚	6
非役員、事業主・役員	18
一律	7
特別永住者、非特別永住者	7
その他	3
無回答	2

- ・各法務局、支局によって要求してくる資料の量が異なり、完璧を追究しないようにしている。
- ・完璧な資料提供をすると法務局、支局が要求するレベルが上がるので資料提供を完璧にしないのがコツである。
- ・100%帰化できる保証はないことを納得させる。
- ・家族、親族の意見の不一致。
- ・申請者が最もいやがることは、個人の銀行通帳の詳細を開示することである。
- ・納税をさっちりしていない場合がある。
- ・日本語能力のレベル（小学校二年生のレベル）を確認する。
- ・日本国民になっても、元の国の文化・家族・生まれ・価値観を大切にさせる事を強調する。
- ・本国から身分関係を証明する資料を入手できない場合、行政書士が代わって書類を作成し、法務局の国担当者と相談するので、トラブルは避ける手法はある。
- ・交通違反、罰金があると、申請時期を延期し、その記録が抹消されるまで待つ。
- ・アフターフォローとして、帰化後に帰化したことがわからないようにするにはどうしたらよいかという相談をよく受けるので、転籍手続きを行うことによって帰化と

表 14 その他のサービスについて

項目／人数	(単位 人)		
	同行サービスの有無	帰化不許可時の料金の払い戻し	帰化後のアフターフォロー
ある	22	7	22
	(別途料金を課す) 5	(一部返金) 6	(別途料金を課す) 6
ない	1	17	0
無回答	3	1	3
計	31	31	31

表 16 帰化申請業務で最も多いトラブル
(複数回答あり)

項目	人数
特になし	16
取り寄せ書類の不備	3
税金の未納	1
家族・親族内の意見の不一致	1
不許可になるケース	1
スケジュール調整	1
銀行通帳の明確	1
クライアントの説明不足	1
金銭の支払い	1
業務中断	1
親戚との連絡先不明	1
他	1
無回答	2

表 15 サービスの重要な留意点
(複数回答あり)

項目	人数
帰化要件の確認	11
個人情報の取り扱い	6
丁寧な説明	6
書類の信ぴょう性	4
書類提出時	4
納税もしくは犯罪歴の有無	3
迅速さ	2
依頼者の気持ち	2
依頼者の不安を取り除く	2
料金の明瞭化	2
面接回数の最小化	1
帰化の理由・目的	1
日本語能力	1
その他	1

いう文言が消去することを伝えることが多い。

3. 3. 6 情報発信の重要性

HPを開設するにあたり良かった点は、「集客が望める」が18人、帰化情報の事前認知ならびに情報の提供が6人となった(表17)。HPから発信する情報によって、帰化情報の提供が結果的に業務依頼された場合に手続きが簡略化出来る効果も見られる。開設して悪かった点として、迷惑メールの増加、ネット右翼からの妨害などがある。無料相談のみの問い合わせや行政書士間で料金競争が顕在化していることがわかった(表18)。

3. 3. 7 面談係官との関係

面談係官の対応は概ね良好と感じられており、5年前と比較して向上していると考えられる行政書士が多いことがわかった(表19、表20)。なお、対応に関しての質問に無回答が4人、そして5年前に比べての質問に対する無回答が10人となった。行政書士の年齢を見ると、経験が浅いという理由が考えられる。しかし、一方で、相談員の質の悪さを批判する回答には、以下のようなコメントが見られた。

表17 HPの利点
(複数回答あり)
(単位 人)

項目	人数
集客が望める	18
帰化情報の事前認知 ならびに情報の提供	6
特になし	4
人との接点が多くなった	3
業務エリアの拡大	1
メールアドレスの獲得	1
無回答	1

表18 HPの欠点
(複数回答あり)
(単位 人)

項目	人数
特になし	10
迷惑メール	7
料金競争	5
無料相談のみを目的とした 問い合わせの増加	4
見積りのみの相談	2
相談への対応時間の増加	1
HP維持費	1
HPの良し悪しで サービスの質を判断される	1
不許可でのリンク	1
無回答	2
計	31

表19 面談係官の対応
(単位 人)

項目	人数
1 非常に良い	7
2 良い	11
3 普通	7
4 悪い	1
5 非常に悪い	1
無回答	4
計	31

表20 係官の対応の変化
(5年前と比べて)
(単位 人)

項目	人数
1 非常に良くなった	5
2 やや良くなった	10
3 変わらない	5
4 やや悪くなった	1
5 非常に悪くなった	0
無回答	10
計	31

相談員は法務省所属ではなく、法務省の天下り団体である民事法務協会に属する職員が担当している。国籍法のイロハの理解が全くなく、〇〇の〇〇法務局は最悪で、担当課長に文句を言ったり、取扱いを再確認することもしばしばです。全国的な動向はわかりませんが、ご指摘のように、帰化申請者は秘密のベールに包まれています。

第四章 結論

インターネットの普及は、帰化制度に大きく影響を与えたことは確かである。それまでは申請者にとって、許可基準がまったくわからないまま申請を始めることが多く、「まな板のコイ」という表現を使う申請者が多かった。しかし、申請前に行政書士にメール相談を行うことによって、一定の方向が見えるようになったという。また、行政書士間の価格競争が起こるのもインターネットが要因である。料金設定は基本的に自由であるゆえ、帰化申請は高くつくものと理解され、経済的に余裕のないものはあきらめる他なかったが、HPで経費が計算され、申請者の心理的なプレッシャーも軽減されることとなった。

帰化に関しての情報は少なく、帰化申請者が情報を収集できる手段は限られていたが、今日では帰化手続きを行う行政書士が発信するインターネット情報が帰化制度の実態を理解する重要な情報源となりつつある。また入管手続きや外国人法務支援を目的とする行政書士の数は増えており、制度そのものが孕む問題点に鋭くメスを入れる行政書士が存在し始めている。行政書士が発信する情報の内容やその質は行政書士自身の経験や価値観に大きく影響され、外国人とのかかわりが多い行政書士や在日韓国・朝鮮籍出身の行政書士の発信力は不透明な制度そのものに光をあてる効果がある。

加えて、在日コリアンを主に顧客とする行政書士と中国人を主に顧客とする行政書士の市場の分離が始まっている。在日コリアン対象のHPは事務的で、淡々としたイメージだが、近年中国人行政書士が増え、彼らのHPはサービス重視を強調し、堅苦しいイメージはない。

行政書士の業務において帰化申請業務は今後も増えることが予想されている。行政書士が発信するHPの中で帰化行政のあり方を批判するもの、また詳細な情報発信を行うもの、人権意識を強めたものなど不可視的であった帰化行政の在り方を少しでも変えることになるのは、インターネットの普及であるかもしれない。

本稿にぜひとも付け加えたい点として、官報情報がインターネットで入手でき、帰化者の個人情報特定されネット右翼の攻撃のまとなっていることである。政治家や芸能人の出自がインターネットで悪意をもって公開されている。外国人の地方参政権に反対してきた政治家たちは「参政権がほしければ帰化すればよい」と反論してきた。帰化者に対しても差別はつきまとい、彼らに対するヘイトスピーチは深刻化している。最後に、回答してくださいだった行政書士から、本研究の重要性と支援を強調するコメントを多くいただいた。改めてご支援をいただいた方たちに御礼を申し上げたい。最後に一人の行政書士からのコメントを紹介したい。

旧来、日本国内で「情報弱者」となるケースが多かった外国人の人々が「情報のシェアリング」が出来るようになったことは大きい。反面、行政側からの「健全な」情報公開が圧倒的に不足している。

引用文献

- 明石純一 (2010) 『入国管理政策「1990年体制」の成立と展開』ナカニシヤ書店。
浅川晃広 (2003) 『在日外国人と帰化制度』新幹社。
井口泰 (2001) 『外国人労働者新時代』ちくま新書。
遠藤毅 (1974) 『在日朝鮮人の歴史及び処遇に関する研究』『昭和四十九年度法務研究報告要旨集』66-69。
大棟治男 (1966) 『氏名の変更と帰化者の氏名』『民事月報』第21巻5号、1830。
河柄旭 (2001) 『第四の選択 韓国系日本人―世界6百万韓民族の生きざまと国籍』文芸社。
金英達 (1990) 『在日朝鮮人の帰化』明石書店。
坂中英徳 (1989) 『今後の出入国管理行政のあり方について―坂中論文の複製と主要論評』日本加除出版。
佐々木てる (2000) 『筑波近代的「帰化」制度の諸問題―現代および明治初期の帰化制度の比較から―』『年報筑波社会学』第12号、43-60。
佐々木てる (2006a) 『日本の国籍制度とコリア系日本人』明石書店。
佐々木てる (2006b) (監修) 『在日コリアンの日本国籍取得権確立協議会(編)』『在日コリアンに権利としての日本国籍を』明石書店。
佐藤重元 (1965) 『民事月報』第20巻12号、4097。
『サンケイ新聞』「西郷恐かつ事件」で追究―参院―疑惑残る帰化―法務省当局許可基準の公表拒む」1971年2月3日付。
白井美友紀編 (2007) 『日本国籍を取りますか? 国家・国籍・民族と在日コリアン』新幹社。『月刊プレイボーイ』(1981) 第7巻11月号、集英社。
田中宏 (2013) 『在日外国人 第三版―法の壁、心の溝』岩波書店。
丹野清人 (2007) 『越境する雇用システムと外国人労働者』東京大学出版会。
Chung, Erin Aeran (2010) *Immigration & Citizenship in Japan*. UK: Cambridge University Press.

陳天璽(2005)『無国籍』新潮社。
 『統一日報』1994年1月28日、統一日報社。
 朴実(2004)「民族名で生きるとは」多民族共生人権教育センター第5回総会記念講演、2004年5月12日。
 『法學セミナー』(1980)16号、日本評論社。
 松田良孝(2004)『八重山の台湾人』南山舎。
 民事局提供資料 2014年1月27日入手
 李洙任・田中宏(2007)『グローバル時代の日本社会と国籍』明石書店。

Web

インターネット版『官報』2013年10月1日アクセス、<http://kanpou.npb.go.jp/> 2013年10月1日アクセス、<http://kanpoo.jp/>
 Australian Government, 2014年2月1日アクセス、<http://australia.gov.au/>
 Official Website of the Department of Homeland Security, U.S. Citizenship and Immigration Services, 2014年2月1日アクセス、<http://www.uscis.gov/>
 Government of Canada, 2014年2月1日アクセス、http://canada.ca/en/index.html?utm_medium=decommissioned+site&utm_campaign=Canada+Site+Redirect+Tracking&utm_source=canada.gc.ca/home.html&utm_content=Launch+Tracking
 官報情報検索サービス 2013年10月1日アクセス、<https://search.npb.go.jp/kanpou/>
 チョン・ヤンイ「日本の「帰化」制度の問題点」2012年6月10日アクセス、<http://www.geocities.jp/yonanngun/kikanomo.htm>
 チョン・ヤンイ「新坂中論文への疑問と批判」2013年10月1日アクセス、<http://www.geocities.jp/yonanngun/sakanaka.htm>
 法務省HP公開統計「過去10年間の帰化許可申請者数、帰化許可者数等の推移(2012年統計) 2013年10月1日アクセス、http://www.moj.go.jp/MINJI/toukei_t_minj03.html
 文部科学省 2013年10月1日アクセス、http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2007/08080109.htm

註

- (1) 1971年2月3日、参院議員運営委員会で、参院議員、西郷吉之助元法相が乱発した不渡り手形をめぐる恐喝かつ事件が取り上げられ、社会党、公明党の議員が鋭く追及した。その過程で、日建グループの不正預り金事件で逮捕されている武藤真吾の帰化問題で「帰化の許可決済には不明朗な点が多い」と厳しく追及したが、法務省当局はしどろもどろの答弁を繰り返している(「西郷恐かつ事件」で追及―参院―疑惑残る帰化―法務省当局許可基準の公表拒む)『サンケイ新聞』1971年2月3日付。
- (2) 帰化許可者数が申請者数を上回るの、審査が年をまたぐからである。
- (3) 官報閲覧は以下の方法で可能である。①官報の購入、②インターネット版『官報』の無料検索。③インターネット版『官報』での有料検索。②は、独立行政法人国立印刷局が提供しているインターネット版『官報』で、2012年6月1日より、直近30日間分に加え、2012年4月1日以降の法律、政令等の官報情報が閲覧できる。
- (3)は、会員制の「官報情報検索サービス」という有料の会員制サービスで、「官報情報検索サービス利用申込書」に記入し、「官報販売所へ申し込むと、504円(20100円で1947年(昭和22年)5月3日、日本国憲法施行以降の当日発行分(当日分は午前8時30分以降に公開)までの官報が検索できる。
- (4) 1955年、許可数2,747人、不許可数2,332人。1956年、許可数2,834人、不許可数2,385人。1957年、許可数2,632人、不許可数

2, 909人。1958年、許可数2, 794人、不許可数2, 896人。1959年、許可数3, 196人、不許可数3, 020人。

(5) 浅川(2003)は、「提言:今後の日本国籍へ向けて」において申請者に負担をかけないシステムを実現するために帰化手続きの効率化・合理化を提言している(179)。

(6) チョン・ヤンイは、坂中論文は行政官の立場から在日社会のありようを分析し、その方向性を「帰化」へと結び付けた。このことで「同化」を先取りする日本国家の政策を代弁したと批判されたのである、と述べている。

(7) 「民族名を取り戻す会」の申し立て人の一人である朴実(イムソク)は、1971年に「帰化」により日本国籍となるが、1987年、2度目の家裁への申し立てにより「帰化」時に強制された「日本的氏名」から、元の民族名を取りもどした。1994年には、「帰化」時、強制的に採取された「10指指紋返還訴訟」に勝訴した(2004年5月12日多民族共生人権教育センター 第5回総会記念講演)。

(8) 「留学生30万人計画」(平成20年度報道発表) 文部科学省、2008年7月29日

(9) 戸籍制度に基づく帰化という考えから、申請者の代表は世帯主であるべし、という不文律の原則が2000年くらいまで続いた。就職差別に悩む大学生が帰化を望むとき、財政的に自立していないという理由で申請書すら手にすることができなかった。1965年に民事局第五課国籍総括係長佐藤重元が発表した『帰化手続小論』がある(『民事月報』20巻12号、1965年、40-67頁)。佐藤は、帰化申請書に申請者の氏名の自筆確認がされているにもかかわらず、更に動機書にも氏名の自筆確認がされることに「なんて無駄なことをしているのだろう」と思ったが、自筆確認の目的を認識することは重要であると結論づけた。「真に日本人になりたい意志を確認するにはどうすればいいのか」という係官の疑問から本論文は始まる。

アンケート 09年7月 該当するものに○若しくは記入をお願いします。

<p>1 HPの記載言語は何ですか（複数回答）</p> <p>日本語 英語 ロシア語 中国語 ポルトガル語 スペイン語 その他（ ）</p>	<p>2 業務可能な言語は何ですか（複数回答）</p> <p>日本語 英語 ロシア語 中国語 ポルトガル語 スペイン語 その他（ ）</p>	<p>3 HPに帰化申請に関するQ&Aがありますか</p> <p>ある ない</p>	<p>4 料金の見積もりは無料ですか</p> <p>無料 有料</p>	
<p>5 メールでの相談は可能ですか</p> <p>可能 不可能</p>	<p>6 メールでの相談は有料／無料ですか 有料（2回目以降は有料を含む） 無料 委託があつた場合は無料</p>	<p>7 料金は定額制ですか</p> <p>定額 見積もり後決定 その他</p>	<p>8 料金の内訳について該当するものをお選びください</p> <p>A 独身（非役員／役員）、既婚（非役員／役員） B 独身、既婚 C 非役員、事業主・役員 D 一律 E 特別永住者、非特別永住者 F その他</p>	<p>9 同行サービスはありますか</p> <p>ある（無料もしくは料金込み） ある（有料） ない</p> <p>円</p>

<p>15</p> <p>年間の帰化申請取り扱い件数を教えてください</p> <p>件</p>	<p>14</p> <p>あなたの年齢を教えてください</p> <p>20代</p> <p>30代</p> <p>40代</p> <p>50代</p> <p>60代</p>	<p>13</p> <p>着手金はありますか</p> <p>いる()</p> <p>いない</p> <p>円</p>	<p>12</p> <p>帰化申請許可後のアフターフォローはありますか</p> <p>ある(料金込み)</p> <p>ある(別料金)</p> <p>ない</p> <p>円</p>	<p>11</p> <p>帰化不許可の場合の払い戻しはありますか</p> <p>ある(全額)</p> <p>ある(一部)</p> <p>ない</p> <p>円</p>	<p>10</p> <p>面談の相談はできますか</p> <p>できる(有料)</p> <p>できない</p> <p>円</p>
---	--	---	---	---	--

<p>21</p> <p>HPを開設して悪かったことは何ですか</p>	<p>20</p> <p>HPを開設して良かったことは何ですか</p>	<p>19</p> <p>クライアントからの要望で一番多い事柄を教えてください</p>	<p>18</p> <p>帰化申請業務において最も多いトラブルは何ですか</p>	<p>17</p> <p>帰化申請業務で最も気をつけていることは何ですか</p>	<p>16</p> <p>帰化申請者の国籍を多い順に教えてください</p> <p>3 2 1</p>
-------------------------------------	-------------------------------------	---	--	--	--

22

面談係官の対応はいかがですか
1 非常に良い
2 良い
3 普通
4 悪い
5 非常に悪い

23

係官の対応は過去5年前と比べていかがですか
1 非常に良くなった
2 やや良くなった
3 変わらない
4 やや悪くなった
5 非常に悪くなった

ご協力ありがとうございました